

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

秋田市

2 構造改革特別区域の名称

秋田市地域密着共生型福祉特区

3 構造改革特別区域の範囲

秋田市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 秋田市の障害者施策の状況

秋田市では、平成10年2月に第1次障害者プラン、平成14年3月に第2次障害者プラン、平成19年3月には、障害者自立支援法及び障害福祉計画を勘案し、「誰もが人格と個性を尊重し相互に支え合う共生社会の実現」を目指した第3次秋田市障害者プランを策定し、これまで様々な障害者施策を実施してきた。

しかし、現状では、障害者が住み慣れた地域や家庭で自立した暮らしを営み、社会参加促進するための日常生活を支える日中活動系事業所及び短期入所系事業所の整備については、障害者のニーズに十分対応しているとはいえない状況にある。

○秋田市内の日中活動系事業所及び短期入所系事業所の施設数

表1

(平成23年3月31日現在)

		身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児
日中活動系事業所	生活介護・自立訓練等	4	7	1	
	児童デイサービス	0	0	0	1
短期入所系事業所	短期入所(宿泊)	3	5	3	2
	日中一時支援	2	7	0	2

(2) 地域密着共生型福祉サービスの必要性

指定通所介護事業所における障害児(者)の受入については、平成18年10月1日より構造改革特別区域の認定を受けずに実施できることとなった。

秋田市では、平成16年12月に「指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業」の構造改革特別区域の認定を受け、平成17年度から当該事業を実施しているが、指定通所介護事業所では、通所サービス以外のサービスを利用する場合は、他の事業所を利用することとなる。

一方、小規模多機能型居宅介護事業所は、通い・宿泊・訪問のサービスを、一体的かつ身近な地域の中で、利用者のニーズに柔軟に対応し提供できることから、地域に根ざした障害児（者）の福祉サービス基盤の強化を図る上できわめて有効である。

(3) 構造改革特別区域計画の範囲である秋田市の特性

構造改革特別区域計画の範囲である秋田市の人口と障害者手帳保持者数は次のとおりである。

表 2

(平成23年3月31日現在)

人 口	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳
322,092	13,892	1,854	1,372

障害児（者）の生活や日中の活動を支援する日中活動系事業所及び短期入所系事業所の設置状況は、「(1) 秋田市の障害者施策の状況」のとおり障害児（者）のニーズに十分対応しているとはいえない状況である。

また、身近な地域でサービスを提供するための基盤整備についても、住み慣れた地域での暮らしを継続したいと願う障害児（者）の意向にも十分対応できていない状況にある。

こうしたことから、秋田市において、特例措置934「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業」を活用し、地域に密着した指定小規模多機能型居宅介護事業所において、障害児（者）に対し福祉サービスを提供していく必要がある。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市では、平成19年3月に策定した第3次秋田市障害者プランの施策の一つに「地域生活の充実」をあげている。障害者が日常を安心して暮らし、積極的に社会参加するためには、地域社会の構成員として自ら発言し、理解を求めるとともに適切に権利を主張するなど、自らの自覚と自助努力が重要である。

一方、地域における支え合いや身近な場所での相談体制、居住系・日中系・社会参加のサービスの供給体制などの基盤整備を図ることも重要である。

その取り組みの一つとして、「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）受入事業」があげられ、以下のメリットが考えられる。

- (1) サービスの選択の幅を増やすことによって、障害者が住み慣れた地域で希望するサービスを受けることができ、より多くのニーズに対して柔軟な対応ができるとともに、障害者の自立支援にもつながると考えられる。
- (2) サービスを受ける場合、遠くまで通所しなければならない状況のため、利用しにくいと感じている利用者も、身近で小規模な家庭的雰囲気の中でサービスを利用することができる。

(3) 障害者が身近な地域で生活することによって、地域住民にとっても、障害についてより深い理解が得られ、お互いに共生しあうまちづくりの活性化にもつながり、ノーマライゼーションの意識の浸透も図られることが考えられる。

以上の点において、第3次秋田市障害者プランの基本理念である「誰もが人格と個性を尊重し相互に支え合う共生社会の実現」に向け、本計画は大きな意義を持つものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

本市では、上記で述べたように、「地域生活の充実」を障害福祉施策として掲げ、障害者が住み慣れた身近な地域の中で安心して暮らすためのサービス提供などの基盤整備を図っているところである。平成19年3月に策定した障害福祉計画では、平成17年10月現在の施設入所者数579人のうち地域生活へ移行させる障害者数を平成23年度までに42人にすると掲げている。また、日中活動系サービス利用者、短期入所利用者の目標値を表3・4のとおり掲げている。

表3 日中活動系サービス利用者の目標値 (単位：人分)

事業体系	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
生活介護	48	373	506	905
自立訓練 (機能訓練)	7	12	19	36
自立訓練 (生活訓練)	28	97	128	236

表4 短期入所利用者の目標値 (単位：人日分/月)

障害種別	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
身体障害者	15	20	25	60
知的障害者	55	75	100	220
精神障害者	15	20	30	55
合計	85	115	155	335

その目標の達成に向けて取り組む施策の一つとして、特例措置934「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業」の実施があげられる。障害者が施設を退所して住み慣れた地域で安心して暮らすためには、まず地域での受け皿の整備が必要となる。また、在宅の障害者も含め障害者の多様なニーズに対応するためにも、サービスの選択の幅を広げる必要がある。

障害者自らが多様なサービスの中から自己選択・自己決定し、自らの生活設計をしていくことを可能とするためには、身近な場所で利用可能となるサービス事

業所を拡大していく施設整備を図ることが必要である。

本計画の認定により、その施設整備を図ることができ、障害者の地域での自立を支援するとともに、障害者を支えていく支援体制が図られる。

また、本計画の認定により、高齢者や障害児（者）の区別なく、身近な地域で多様なサービスの提供できる環境を構築し、第3次秋田市障害者プランの「誰もが人格と個性を尊重し相互に支え合う共生社会の実現」という目標の実現が可能となるものである。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 経済的効果

①指定小規模多機能型居宅介護事業所の定員の空きを障害者が利用することから、同事業所の利用率向上につながり経営の安定をもたらす。

②高齢者だけでなく障害児（者）にもサービス提供が可能となることは、事業の効率化と安定化につながることから、他の指定小規模多機能型居宅介護事業所の参入を促進するものであり、福祉サービスによる地域の活性化が図られる。

(2) 社会的効果

①障害児（者）サービス向上と家族等の負担の軽減

住み慣れた地域の中にある指定小規模多機能型居宅介護事業所を障害児（者）が利用することが可能となるとともに、家庭的な雰囲気の中で、高齢者と障害児（者）が同じ事業所でサービスを受けられことも可能となる。

また、障害児（者）の利用可能な事業所が増えるだけでなく、小規模多機能型居宅介護事業所には休業日がないことや、身近な地域での利用の伴う送迎時間の短縮も可能となることから、介護する家族等にとっても負担の軽減につながる。

②障害者がより住み慣れた地域で福祉サービスを利用することが可能となるとともに、障害者に対するサービス供給量の増加につながる。

③これまで「指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業」や同事業の全国展開後の基準該当障害福祉サービスにより、障害者にサービス提供を実施してきた指定通所介護事業所が、指定小規模多機能型居宅介護事業所に移行しても、障害者が当該施設を引き続き利用することが可能となる。

8 特定事業の名称

934 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所職員への知識の習得および技術指導
特定事業を実施する指定小規模多機能型居宅介護事業所と、指定相談支援事業所として市が委託している障害者生活支援センターほくと（身体障害者相談事業所）、竹生寮（知的障害者相談支援事業所）、指定相談支援事業所クローバー（精神障害者相談事業所）とが連携し、定期的に連絡会議や事例検討会等を開催して、指定小規模多機能型居宅介護事業所職員に、障害者を支援するための必要な知識や技術を習得する。
- (2) 在宅障害児（者）日中一時支援事業
指定小規模多機能型居宅介護事業所等で一時的に見守り等の支援が必要な障害児（者）の日中における活動の場を提供する事業の実施
- (3) 地域活動支援センター設置事業
障害者の日中活動の場・働く場として位置づけられてきた小規模作業所が、障害者自立支援法における地域活動支援センターに移行することで、活動の基盤を確立させ、障害者の日中活動の場を確保するとともに、障害程度区分によりサービスを受けられなかった場合の受け皿としても活用を図る。
- (4) 障害者相談支援事業
障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業における相談支援事業を実施することにより、障害者や障害者の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する。本市では、各障害ごとに拠点相談窓口として3か所に相談支援事業を委託する。

別紙

1 特定事業の名称

934 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の指定小規模多機能型居宅介護事業所

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 事業内容

特区内の指定小規模多機能型居宅介護事業所において、定員の枠内で、かつ、本来の利用対象者のサービス利用に影響のない範囲内で、障害児（者）を受け入れ、サービスを提供した場合に、障害者自立支援法に基づく給付費を支給するもの

(2) 当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要

① ア事業所の法人種別及び名称並びに住所

名称：株式会社 サウスビーチ

住所：秋田県秋田市新屋南浜町3-19

イ小規模多機能型居宅介護事業所の名称及び住所

名称：ゆりかもめ

住所：秋田県秋田市新屋南浜町3-16

② ア事業所の法人種別及び名称並びに住所

名称：企業組合秋田福祉サービス

住所：秋田県秋田市濁川字家ノ前113

イ小規模多機能型居宅介護事業所の名称及び住所

名称：ふきのとう

住所：秋田県秋田市濁川字家ノ前113

(3) 障害児（者）関係施設から受ける技術的支援の概要

特定事業を実施する指定小規模多機能型居宅介護事業所と、指定相談支援事業所として市が委託している障害者生活支援センターほくと（身体障害者相談事業所）、竹生寮（知的障害者相談支援事業所）、指定相談支援事業所クローバー（精神障害者相談事業所）とが連携し、定期的に連絡会議や事例検討会等を開催して、指定小規模多機能型居宅介護事業所職員に、障害者を支援するための必要な知識や技術を習得させる。また、障害者に対しサービス提供をしている事業所の職員と特定事業を実施する指定小規模多機能型居

宅介護事業所との情報交換や会議の場を設置するなど、指定小規模多機能型居宅介護事業所職員に、障害者支援に必要な技術や方法を身につけてもらい、提供するサービスの質の向上に努める。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

秋田市における障害者の生活や日中の活動系事業所及び短期入所系事業所の整備については、次のとおりであり、障害者のニーズに十分対応しているとはいえない状況にある。

○秋田市内の日中活動系事業所及び短期入所系事業所の施設数

(平成23年3月31日現在)

		身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児
日中活動系事業所	生活介護・自立訓練等	4	7	1	
	児童デイサービス	0	0	0	1
短期入所系事業所	短期入所(宿泊)	3	5	3	2
	日中一時支援	2	7	0	2

地域密着型の小規模多機能型居宅介護事業所については、地域に密着した小規模な家庭的な雰囲気の中で、通いを中心に訪問や泊まりのサービスを一体的に実施できることから、様々な福祉ニーズに対応可能なため、整備が進んだ小規模多機能型居宅介護事業所で、障害児(者)に対するサービスを展開していくことは、地域における障害児(者)の福祉基盤の強化を図る上できわめて有効であると考えている。

(2) 要件適合性を認めた根拠

①ゆりかもめ

ア 指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児(者)の利用者数の合算数が登録定員の上限である25人を超えないこと。また、通いサービスの利用定員及び宿泊サービスの利用定員についても、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児(者)の利用者数の合算数が、それぞれ15人、9人を超えないこと。

- ・登録定員 25人
- ・通いサービス利用定員 15人
- ・宿泊サービス利用定員 9人

※障害児(者)の受入は、登録定員、通いサービス利用定員及び宿泊サービス定員の枠内で行うこととしている。

イ 居間および食堂の合計面積は、3㎡に通いサービス利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

- ・居間及び食堂の合計面積 63.5㎡
- ・基準上の必要面積 45㎡ (3㎡×15人)

ウ 一の宿泊室の床面積は、7.43㎡以上とし、個室以外の宿泊室を設ける場合は、7.43㎡に宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。

- ・個室の数 9室
- ・各個室の床面積 各室7.43㎡以上
(個室床面積の合計：78.21㎡÷9=8.69㎡)
- ・個室以外の宿泊室の面積 なし

エ 指定小規模多機能型居宅介護事業所の職員数については、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

通いサービス利用定員15人、利用者数15人の施設

	介護従事者		看護職員		介護支援専門員	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤(人)	10		1			1
非常勤(人)	3	1				1
常勤換算後の人数(人)	12.7					
基準上の必要人数(人)	5		1		1	
適否	適		適		適	

②ふきのとう

ア 指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数が登録定員の上限である25人を超えないこと。また、通いサービスの利用定員及び宿泊サービスの利用定員についても、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数が、それぞれ15人、9人を超えないこと。

- ・登録定員 25人
- ・通いサービス利用定員 15人
- ・宿泊サービス利用定員 5人

※障害児（者）の受入は、登録定員、通いサービス利用定員及び宿泊サービス定員の枠内で行うこととしている。

イ 居間および食堂の合計面積は、3㎡に通いサービス利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

- ・居間及び食堂の合計面積 60.94㎡
- ・基準上の必要面積 45㎡ (3㎡×15人)

ウ 一の宿泊室の床面積は、7.43㎡以上とし、個室以外の宿泊室を設ける場合は、7.43㎡に宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。

- ・ 個室の数 5室
- ・ 各個室の床面積 各室7.43㎡以上
(個室床面積の合計：48.52㎡÷5=9.704㎡)
- ・ 個室以外の宿泊室の面積 なし

エ 指定小規模多機能型居宅介護事業所の職員数については、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

通いサービス利用定員15人、利用者数15人の施設

	介護従事者		看護職員		介護支援専門員	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤(人)	7	1		1		1
非常勤(人)	7					
常勤換算後の人数(人)	12.4					
基準上の必要人数(人)	6		1		1	
適否	適		適		適	